

## 令和8年度 「いしかりフェア in 北海道どさんこプラザ札幌店」実施要領

### 1 目的

道央圏の消費者からの認知度を向上させるとともに、消費者ニーズを把握することで、いしかり商品の販路拡大や商品力の磨き上げを図るため、マーケティングサポート催事制度を活用し、北海道どさんこプラザ札幌店において、石狩管内の特産品（以下「いしかり商品」という。）の販売及びPR等を実施する。

### 2 開催期間及び開催場所

(1) 日時：令和8年（2026年）7月29日（水）～8月4日（火） 各日8：30～20：00

(2) 場所：どさんこプラザ札幌店（札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通り北口1階）

催事スペース（催事コーナー①（東側）・催事コーナー②（西側））

店内特設スペース（入口ステージ等）

PRスペース（観光関連資材掲示・展示…販売なし）

### 3 主催

北海道石狩振興局

### 4 協力

北海道どさんこプラザ札幌店

### 5 内容

(1) いしかり商品の催事販売

- ・事業者による実演を伴った対面販売
- ・商品陳列棚を利用した陳列販売

(2) 観光関連ポスター掲示、観光パンフレット配架などによるいしかり地域の紹介

(3) フェア商品購入者へのプレゼントキャンペーン ※別途検討

### 6 募集内容

(1) 事業者数及び商品数

- ・対面販売 … 最大15社（1社あたりの商品数：制限なし）
- ・陳列販売 … 20社程度（1社あたりの商品数：3品以内）

※募集状況によっては、商品を4品以上販売可能な場合がありますので、4品以上出品希望の際は、商品リストへ販売希望の商品順（上から順に優先）に記載願います。

(2) 対象事業者

石狩管内に主たる事務所又は事業所を有する団体、企業及び個人（個人のグループを含む）

(3) 対象商品

- ① 自ら道内で生産、または製造、または加工したいしかり商品
- ② 自社企画商品を道内で委託製造しているもので、石狩管内の食振興に資するもの
- ③ その他、特に石狩振興局が認めるもの

#### (4) 募集条件

- ・ 対面販売の販売期間は、「2. 開催期間及び開催場所」に記載するフェア開催期間のうち1日間以上とする。
- ・ 調理実演は、催事スペースのうち催事コーナー①（東側）のみで可能とする。
- ・ フェアで販売する商品は消化仕入れとする。
- ・ 販売商品は、会場への物品搬入から撤去までの期間、PL保険等に加入し、かつ表示に関する法令等を遵守している商品に限る。

### 7 販売方法

#### (1) 対面販売

催事スペースを利用して、事業者が販売員を現地に派遣の上、調理実演等により販売を行う。

#### (2) 陳列販売

- ・ 店内特設スペースには、開催期間中、振興局職員が常駐する。  
このほか、事業者や市町村等が販売員を現地に派遣し、商品をPRすることもできる。
- ・ 販売商品と併せ、提供品やPR資材（商品・会社パンフレット等）を配布することができる。

### 8 売上管理及び店舗使用料

- ・ 売上管理は、店舗内集中レジにて行う。
- ・ 手数料：売上げの15%（税別）。（上限：1日あたり5万円）  
※手数料は標準税率10%となります。  
なお、すでに店舗内で販売している商品（テスト販売商品を除く）を本催事において販売する場合は、この限りでない。
- ・ 催事終了後、店舗（北海道貿易物産振興会）から手数料を差し引いた売上額を各企業の指定口座へ振り込むものとする（8月末締め9月末支払い、振込手数料は出品事業者負担）。

### 9 申し込み

#### (1) 申込方法

##### 【共通】

- ・ 様式1（「いしかりフェア in 北海道どさんこプラザ札幌店」申込書）に必要事項を記載のうえ、申込先へメールかFAXにより申込みこと。

##### 【対面販売のみの場合】

- ・ 様式1の「1 出品方法」の「① 対面販売」項目にのみ記載（チェックボックスにチェック）し、「3 出品商品リスト」に販売予定商品をすべて記載すること。

##### 【陳列販売のみの場合】

- ・ 様式1の「1 出品方法」の「② 陳列販売」項目にのみ記載（チェックボックスにチェック）し、「3 出品商品リスト」に販売予定商品を3品まで記載すること。  
※ 募集状況によっては、商品を4品以上販売可能な場合がありますので、4品以上出品可希望の際は、商品リストに販売望の商品順（上から順に優先）に記載願います。

##### 【対面・陳列販売の両方の場合】

- ・ 様式1の「1 出品方法」の「① 対面販売」及び「② 陳列販売」の項目それぞれに記載（チェックボックスにチェック）し、「3 出品商品リスト」に販売予定商品をすべて記載すること。

(2) 申込期日

令和8年(2026年)6月8日(月)

(3) 申込先(問い合わせ先)

北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課 担当 平尾、沖野

〒060-8558

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館

電話: 011-204-5830

FAX: 011-232-1950

メール: ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

10 出展商品決定後の提出書類

申込期日後に、主催者側で出展事業者及び商品を決定します。出品が決定した事業者には次の書類を後日提出いただきます。

[提出書類]

- ・様式2 商品リスト兼連絡票
- ・様式3 「北海道どさんこプラザ札幌店」MS 催事商品カルテ
- ・PL 保険証の写し(開催時に十分な期間を有していること)
- ・販売代金入金口座情報票

[提出期日]

出展事業者に後日お知らせします。

11 その他・留意事項

- ・各経費(商品運送料、旅費、売れ残り商品の返送料、売上額の振込手数料等)は、参加事業者の負担とする。
- ・フェア商品は消化仕入れとなるため、販売中に係る商品盗難等の補償は一切いたしません。
- ・対面販売を申し込んだ場合、日程及び場所の割り当ては、申込受付期間終了後に調整する。
- ・入口催事スペースで冷蔵冷凍オープンケース、電子レンジ、電磁機器(IH)以外の什器、特殊備品を使用する場合は、事前に振興局を通じて店舗に相談のうえ、各事業者が手配すること。ただし、揚げ物などの調理実演やガス調理器、直火等の使用は設備の制約により不可能であること。
- ・JR札幌駅改修工事に伴い、排水については仮設設備となっており、油を流せません。油を使用する催事につきましては、事前にご相談下さい。
- ・テスト販売中の商品を出品する場合、フェア期間中の売上は、テスト販売売上に含まれません。